

## 「ユネスコスクール SDGs アシストプロジェクト」よくある質問 (2024年11月)

### 1. 提出書類について

●セキュリティの関係で、プロジェクトのHPや応募フォームにアクセスすることができません。どうすれば良いでしょうか。

⇒応募フォームの利用が難しい場合は、下記宛先までデータをお送りください。万が一、送信後3営業日以内に確認メールが届かない場合は、必ずお電話にてご連絡をお願い致します。その他、HPから申請書がダウンロードできない等の問題がありましたら、下記担当までお問い合わせください。

【宛先】 [teacher-esd@unesco.or.jp](mailto:teacher-esd@unesco.or.jp) (日本ユネスコ協会連盟 SDGs アシストプロジェクト係)

●学校便覧に児童・生徒数の記載がない場合は、どうすれば良いですか。

⇒学校の概要が分かるページに、手書きでかまいませんので、児童・生徒数の情報をご記載ください。もしくは、別紙で街頭の数字をまとめたものをお送りください。

●謝金や公共交通機関の交通費など、見積書が用意できないものについて、どのように対応すれば良いですか。

⇒謝金については、学校や地域で基準となる金額が決まっている場合、その内容が記載されたページを添付してください。該当の資料が存在しない場合には、過去の支払い例など、何かしら参考になるものがあれば添えてください。交通費については、インターネットの乗り換え検索等のページでかまいません。

●人事異動の関係で、次年度は担当者変更となる予定ですが、申請は可能ですか。また、申請する場合、担当者名記入欄など、どのように記載すれば良いですか。

⇒申請時と活動期間中の担当者が違って申請は可能です。申請者の担当者情報欄に申請時の担当者(2名)をご記入いただいたうえで、異動に伴う引継ぎが発生することを見越して、引継ぎ責任者を決めていただき、そちらも引継ぎ責任者欄にご記入をください。また、採択後に申請者が異動となった場合は、その旨を必ずご連絡ください。なお、担当者変更の際は、各学校内で引継ぎを行い、申請した活動を完了させてください。

### 2. 選考について

●複数年連続して助成を受けている学校は、選考の際、不利になりますか。

⇒不利になることはありません。ただし、過去3年間に本助成金を受けた学校を対象として、「過去の助成活動における変容」を審査基準の一つとしています。それに伴い、申請書にも「(助成活動による)学校・教員・児童生徒・その他(保護者・地域など)における実際の変容」について、記入する欄を設けています。審査の際、参考にさせていただきますので、各校の変容・進化がきちんと分かるように、具体的に記載してください。

●10万円枠と30万円枠の両方に応募することは可能ですか。30万円枠に応募して不採用となった場合、10万円枠でも選考してもらえますか。

⇒両方に応募することはできません。また、30万円枠は2年間の継続活動に対する助成ですので、選考に通らなかったからといって、10万円枠（1年間の活動に対する助成）の選考対象にはなりません。ただし、内容によっては、助成希望額の一部を認める（減額）という形で助成する場合があります。（例：30万円の助成希望に対して、15万円のみ助成）

●ユネスコスクール加盟に向け、既にチャレンジ期間を終了し、今年度中には「ユネスコスクール・キャンディデート」として認定される予定です。申請は可能ですか。

⇒募集締め切り日（2025年1月15日）までに、キャンディデート校として正式に認定された学校は助成対象となります。締め切り日までに認定されなかった場合は、残念ながら助成対象にはなりません。

### 3. 助成金使用について

●助成金を受け取った後、助成活動の内容・用途を変更することは可能ですか。

⇒申請された活動内容に基づいて審査・選考を行っているため、原則として、申請後の活動内容変更は認めておりません。しかしながら、近年では、天候不順を含む自然災害の影響などでやむを得ず活動内容を変更するケースが多数生じています。また、価高の影響により、申請時に購入予定であった物品の変更が生じるケースもございます。そのため、各校の状況に応じて一部変更を認める措置を取っております。なお、変更を希望する場合は必ずご一報いただいたうえで、「用途変更報告書」に必要事項を記入いただきます。その内容を精査したうえで、最終的に変更を認めるか否かの決定をいたします。

●30万円の助成を受けた場合、1年目と2年目で使用する金額に条件はありますか。

⇒30万円枠は、2年間の継続的な活動を対象としておりますので、活動そのものが2年間の計画として組み込まれ、実践されるのであれば、支出額に制限や条件はありません。（例：1年目に30万円使用、2年目は0円）ただし、活動報告書については、必ず1年ごとに提出してください。

●助成金が余ってしまった場合、どのようにすれば良いですか。

⇒「助成金は児童生徒のESD活動のために確実に活用していただきたい」という思いから、基本的に返金は受け付けていません。可能な限り、申請した活動に関連付けた形で、年度内に使い切ってください。（例：事後発表会を開催、活動内容を掲示するための備品を購入、など）ただし、感染症の拡大や自然災害などやむを得ない状況によって年度内に有効活用ができないことが明らかな場合には、次年度への持ち越しも認めております。ケースバイケースで相談に乗っておりますので、不安がある際はご連絡ください。

※ご不明な点がございましたら、本事業担当 [teacher-esd@unesco.or.jp](mailto:teacher-esd@unesco.or.jp) までお問い合わせください。

以上